第2部 各論



子ども・子育て支援事業の充実

第1章 子ども・子育て支援事業の充実

1 子ども・子育て支援新制度

(1)新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の充実」です。

図表2-1-1 新制度のポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという 基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に 推進

◆主なポイント

〇認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- ○認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施 設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 〇地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

資料:内閣府 子ども・子育て会議資料

(2) 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・ 認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

①子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が 19 人以下の保育事業について、市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

19人以下 小規模保育 事業所内 認可 事業主体:市町村、民間事業者等 保育 居宅訪問型 6人以上 定 保育 5人以下 家庭的保育 事業主体:事業主等 事業主体:市町村、 事業主体:市町村、民間事業者等 民間事業者等 1人 保育者の居宅その他の場所、施設 保育を必要とする 事業所の従業員の子ども 保育の実施場所等 (右に該当する場所を除く) 子どもの居宅 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

図表2-1-2 地域型保育事業の構成

資料: 内閣府 子ども・子育て会議資料

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、それらは交付金の対象事業となります。

図表2-1-3 新制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・認定こども園
- 幼稚園
- 保育所
- ※私立保育所については、現行どおり、市町 村が保育所に委託費を支払い、利用者負担 の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・ 夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ① 学童保育室事業 (放課後児童健全育成事業)
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

③保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育 の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1~3号の区分で行われます。

図表2-1-4 認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当たっては以下の3点について基準を策定します。

図表2-1-5 認定基準

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が認める事由
区 分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を64時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

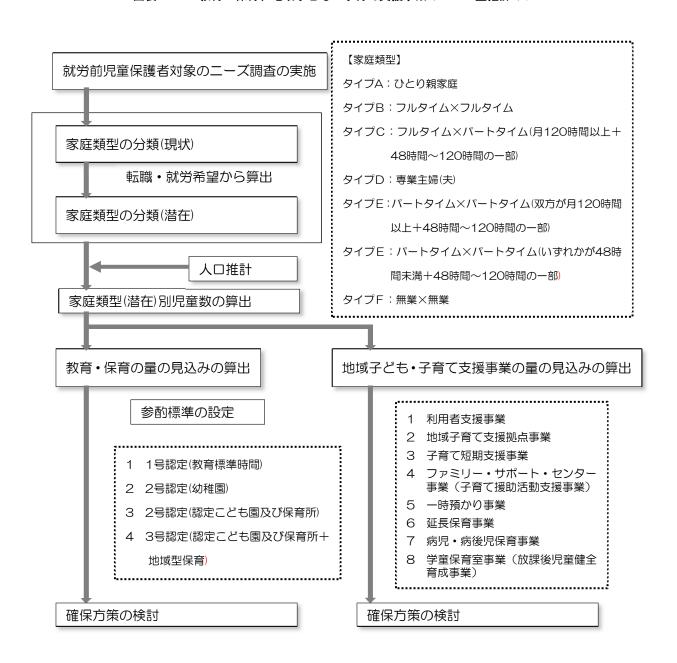
※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

(3)教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

①推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児 童の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・ 子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿っ て算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、補正を行いました。

図表2-1-6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(4)教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市全体を1区域と設定します。

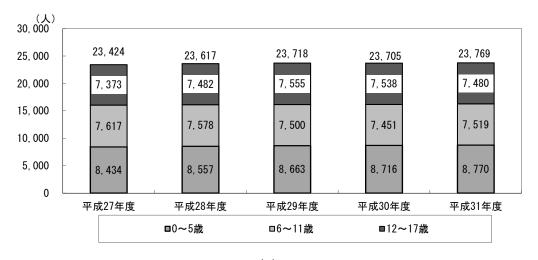
(5) 計画期間の児童人口推計

図表2-1-7 計画期間における年齢各歳別人口

単位:人

年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	平成 31 年度
O歳	1,469	1,466	1,465	1,466	1,467
1歳	1,520	1,524	1,520	1,519	1,521
2歳	1,447	1,503	1,507	1,503	1,502
3歳	1,408	1,410	1,465	1,469	1,465
4歳	1,317	1,369	1,370	1,423	1,427
5歳	1,273	1,285	1,336	1,336	1,388
6歳	1,279	1,243	1,256	1,305	1,306
7歳	1,171	1,232	1,197	1,211	1,257
8歳	1,211	1,191	1,253	1,217	1,231
9歳	1,362	1,240	1,220	1,284	1,247
10歳	1,334	1,358	1,236	1,216	1,280
11 歳	1,260	1,314	1,338	1,218	1,198
12歳	1,246	1,241	1,295	1,319	1,200
13歳	1,222	1,241	1,236	1,290	1,314
14歳	1,292	1,258	1,277	1,272	1,328
15歳	1,373	1,290	1,256	1,275	1,270
16歳	1,182	1,302	1,223	1,191	1,209
17歳	1,058	1,150	1,268	1,191	1,159
合計	23,424	23,617	23,718	23,705	23,769

※平成21年~25年の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により算出。



2 幼児期の教育・保育施設の整備

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込と確保の内容は以下のとおりです。

(1) 1号認定(満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども)

単位:人

項目		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		2,682	2,691	2,715	2,765	2,782	2,795
2	②確保提供量	2,682	2,920	2,848	2,848	2,848	2,848
	特定教育•保育施設	0	0	168	168	168	168
	確認を受けない幼稚園	2,682	2,920	2,680	2,680	2,680	2,680
2-1		0	229	133	83	66	53

(2) 2号認定(満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童)

単位:人

	項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
()量の見込み	1,202	1,672	1,805	1,970	2,124	2,291
	幼児期の学校教育の利 用希望が強い	_	374	380	390	395	400
	上記以外	1,202	1,298	1,425	1,580	1,729	1,891
(Z	②確保提供量	1,202	1,844	1,989	2,093	2,192	2,291
	特定教育•保育施設	_	1,798	1,943	2,047	2,146	2,245
	認可外保育施設	_	46	46	46	46	46
2	2)—(1)	0	172	184	123	68	0

(3) 3号認定(O歳児)

単位:人

	項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		191	208	220	232	245	259
(Z	2確保提供量	191	258	269	278	287	297
	特定教育•保育施設	_	187	198	206	214	222
	地域型保育事業	_	46	46	47	48	50
	認可外保育施設	_	25	25	25	25	25
2	2-1	0	50	49	46	42	38

(4) 3号認定(1・2歳児)

単位:人

項目		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		837	949	1,046	1,131	1,221	1,320
(Z	②確保提供量	837	992	1,074	1,150	1,226	1,320
	特定教育・保育施設	_	702	784	842	900	958
	地域型保育事業	_	120	120	138	156	192
	認可外保育施設	_	170	170	170	170	170
2	2)-(1)	0	43	28	19	5	0

(5) 3号認定(0~2歳児)の保育利用率

単位:人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
O~2歳推計児童数	4,512	4,436	4,493	4,492	4,488	4,490
3号認定量の見込み	1,028	1,157	1,266	1,363	1,466	1,579
保育利用率(%)	22.8	26.1	28.2	30.3	32.7	35.2

【幼児期の教育・保育施設の整備に関する確保の内容】

- ■1号認定(幼稚園等で教育を希望する場合)について
- 新制度に移行しない幼稚園のほか、移行した場合の幼稚園、認定こども園における教育 利用希望者も含め、受け入れ可能人数を設定します。
- ・既存の市内私立幼稚園全 10 園における定員総数が、5年間の量の見込数を上回る状況から、新制度の幼稚園若しくは認定こども園へ移行したとしても、当該施設全体の定員数に変更がなければ、量の見込分は確保できることとなります。
- ■2号・3号認定(保育の必要な事由に該当し保育所等で保育を希望する場合)について
- 入所申込状況等により、随時確保策の見直しを検討し、平成31年度までの5年の間で、 量の見込分が受け入れ可能となるよう、保育所等の整備を計画します。
- ・小規模保育の連携先施設を増やすため、2歳児と3歳児のクラス定員差がより大きくなるよう、保育所の整備を進めます。
- ・既存の幼稚園について、長時間の預かり保育の充実化を促進し、小規模保育の連携先施設の確保に努めるとともに、認定こども園化を促進し、高まる保育需要の緩和を図ります。
- ・既存の認可外保育施設について、新制度の基準に合致した保育所等への移行を促進し、 保育の質を高めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業について、計画年度の利用量の見込と確保の内容は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。
(3) 確保方策の考え方	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業についての専門 知識を有する職員の配置を推進していきます。

② 確保提供量

単位:か所

項目		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供	量	0	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広 場、さんさん広場
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報交換などを行う。市内に、子育て支援センター9か所、親子ふれあい広場7か所、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場の計 18 か所を設置。不定期で出張広場も実施。
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査及び推計児童数をもとに量の見込みを算出。 設置数及び開室日数から提供は可能であるが、今後も事業の周知 を図りながら、利用状況等をみて開室日時や開室場所などの見直 しをしていきます。

② 確保提供量

単位:延べ利用人数/年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	107,410	111,787	111,322	111,320	113,098	113,148
②確保提供量	107,410	111,787	111,322	111,320	113,098	113,148
2-1	0	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査事業
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施。 母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の助成券(14回分)を 配布する。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数から量の見込みを算出。 妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査を推進してい きます。

② 確保提供量

単位:延べ利用回数/年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,615	1,682	1,679	1,677	1,679	1,680
②確保提供量	1,615	1,682	1,679	1,677	1,679	1,680
2-1	0	0	0	0	0	0

(4)乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を看護職が家庭訪問し、赤ちゃんの体重測定・育児相談・お母さんの体の相談・母子保健サービスや予防接種の案内を行う。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数から量の見込みを算出。 事業及び「お誕生連絡票」、「出生連絡票」の提出について周知 を図りながら、すべての家庭に訪問できるよう努めます。

② 確保提供量

単位:人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,432	1,469	1,466	1,465	1,466	1,467
②確保提供量	1,432	1,469	1,466	1,465	1,466	1,467
2-1	0	0	0	0	0	0

(5)養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問等で把握された特に支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な助言指導及び育児・家事援助を行う。
(3) 確保方策の考え方	過年度実績から量の見込みを算出。 乳児家庭全戸訪問等との連携を図りながら、該当家庭に対して は、必要な訪問支援、家事支援を実施します。

② 確保提供量

単位:人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	4	4	4	4	4
②確保提供量	0	4	4	4	4	4
2-1	0	0	0	0	0	0

(6)子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	①ショートステイ事業 ②トワイライトステイ事業
(2) 事業の概要	①保護者の疾病等、家庭において一時的に子どもの養育が困難になった場合に施設で子どもを預かる(宿泊を伴う)。 乳児院2か所、児童福祉施設1か所で実施している。 ②保護者が就業等で帰宅が遅くなり、子どもの夜間の養育が困難な場合に施設で子どもを預かる。 児童福祉施設1か所で実施している。
(3) 確保方策の考え方	①ニーズ調査をもとに量の見込みを算出。 契約施設3か所の定員で提供可能です。 ②利用実績から定員にて提供可能です。

② 確保提供量

【ショートステイ事業】

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	195	198	200	201	203
②確保提供量	0	252	252	252	252	252
2-1	0	57	54	52	51	49

【トワイライトステイ事業】

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供量	289	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260

(7) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	小学生までの児童の預かり他育児の援助を行いたい人と受けたい人がそれぞれ会員となり、会員が希望する相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。事業の周知を 図りながら、協力会員の増加を図り、必要な援助活動が行われる ように努めます。

② 確保提供量

単位:延べ利用人数/年

単位:延べ利用人数/年

単位:延べ利用人数/年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,134	2,238	2,290	2,346	2,402	2,457
②確保提供量	2,134	2,238	2,290	2,346	2,402	2,457
2-1	0	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

8-1【一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育)】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育)
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育(保育)する事業。園により預かり保育の実施日、時間などの状況は異なる。
(3) 確保方策の考え方	ー時預かり実施幼稚園の利用実績から量の見込みを算出。在園 児については提供可能。未実施園での事業について検討します。

② 確保提供量(1号認定+2号認定)

単位:延べ利用人数/年

単位:延べ利用人数/年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10,285	13,602	15,642	17,988	20,686	23,789
②確保提供量	10,285	13,602	15,642	17,988	20,686	23,789
2-1	0	0	0	0	0	0

8-2 【一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育以外)】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業(預かり保育以外)
(2) 事業の概要	・一時保育事業 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。 ・戸田公園駅前子育で広場一時預かり 利用理由を問わず、1日6時間を上限として1時間単位で児童 を預かる事業。
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査及び利用実績から量の見込みを算出。利用状況をみ ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

② 確保提供量

【一時保育事業】

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	12,088	12,426	12,436	12,433	12,436	12,426
②確保提供量	12,088	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
2-1	0	12,174	12,164	12,167	12,164	12,174

【戸田公園駅前子育て広場一時預かり】

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供量	446	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

(9)延長保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所 時間 11 時間を超えて保育を行う。
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査に利用実績を補正し量の見込みを算出。必要とする 利用者について、適正に実施していきます。

② 確保提供量

単位:延べ利用人数/年

単位:延べ利用人数/年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	383	505	512	546	593	644
②確保提供量	383	2,428	2,664	2,915	3,168	3,442
2-1	0	1,923	2,152	2,369	2,575	2,798

(10) 病児・病後児保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難 な児童を一時的に保育する事業。市内に3か所設置。
(3) 確保方策の考え方	利用実績から量の見込みを算出。利用状況を見ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

② 確保提供量

単位:延べ利用人数/年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	524	540	548	554	558	562
②確保提供量	524	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
2-1	0	2,340	2,332	2,326	2,322	2,318

(11) 学童保育室事業(放課後児童健全育成事業)

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	学童保育室事業		
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により保育が困難な家庭に、放課後児童を預かる事業。 公立 22 か所、定員 1,225 人。		
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査をもとに算出。民間学童保育室の設置等により定員 拡大を図ります(確保提供量は公立・民間の合計値)。		

② 確保提供量 単位:人

	項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1) 1	量の見込み	933	1,401	1,398	1,398	1,398	1,416
	低学年	928	1,029	1,030	1,041	1,049	1,066
	高学年	5	372	368	357	349	350
26	寉保提供量	933	1,610	1,660	1,660	1,660	1,660
	2-1	0	209	262	262	262	244

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に係る補足給付事業
(2) 事業の概要	保育料は、国が定める公定価格を基に、市が条例により利用者 負担額を設定するが、施設によっては、それに以外に実費徴収(教 材費、行事参加費等)を行う場合がある。 実費徴収があった場合、実費負担の部分について低所得者の負 担軽減を図るため補助を実施する。
(3) 確保方策の考え方	国が設定する基準をもとに助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的、継続的かつ円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進する事業。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)などを行う。
(3) 確保方策の考え方	新規事業者が円滑に事業を実施できるよう必要に応じて支援 を行います。